

インボイス制度の負担軽減措置 ～令和5年度税制改正の大綱～

令和5年度税制改正の大綱では、インボイス制度に関して、免税事業者から適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）となる事業者への新たな負担軽減措置を含め、次のとおり様々な負担軽減措置が講じられます。

負担軽減措置

- (1) 小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置【2割特例】
- (2) 一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置【少額特例】
- (3) 少額な適格返還請求書（返還インボイス）の交付義務免除
- (4) 登録制度の見直しと手続の柔軟化

小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置【2割特例】

免税事業者（基準期間における課税売上高が1,000万円以下）がインボイス発行事業者となる場合に生じる税負担や事務負担への激変緩和を図る観点から、**小規模事業者に対する負担軽減措置として、納税額を売上に係る消費税額の2割に軽減する経過措置（3年間）が設けられます。**

免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者を選択したことにより、事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる場合には、**納税額を売上に係る消費税額の2割に軽減する激変緩和措置を講ずる。（3年間の経過措置）**

【令和5年度 税制改正の大綱（抜粋）】

- (1) 適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置
 - ① 適格請求書発行事業者の令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において、**免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる場合には、その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、当該課税標準額に対する消費税額に8割を乗じた額とすることにより、納付税額を当該課税標準額に対する消費税額の2割とすることができることとする。**
 - (注1) 上記の措置は、課税期間の特例の適用を受ける課税期間及び令和5年10月1日前から課税事業者選択届出書の提出により引き続き事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる同日の属する課税期間については、適用しない。
 - (注2) 課税事業者選択届出書を提出したことにより令和5年10月1日の属する課税期間から事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる適格請求書発行事業者が、当該課税期間中に課税事業者選択不適用届出書を提出したときは、当該課税期間からその課税事業者選択届出書は効力を失うこととする。
 - ② 適格請求書発行事業者が上記①の適用を受けようとする場合には、確定申告書にその旨を付記するものとする。
 - ③ 上記①の適用を受けた適格請求書発行事業者が、当該適用を受けた課税期間の翌課税期間中に、簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を納税地を所轄する税務署長に提出したときは、その提出した日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を認めることとする。

◆適用対象期間

令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間

〔個人事業者〕

免税事業者である個人事業者が令和5年10月1日に登録した場合

令和5年分（10～12月分のみ）の申告から令和8年分の申告までの計4回の申告が適用対象となります。

〔法人〕

免税事業者である3月決算法人が令和5年10月1日に登録した場合

令和6年3月決算分（10月～翌3月分のみ）から令和9年3月決算分までの計4回の申告が適用対象期間となります。

◆適用対象者

インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になった者

具体的には、

- ① 免税事業者がインボイス発行事業者の登録を受け、登録日から課税事業者となる者
- ② 課税事業者選択届出書を提出し、登録を受けてインボイス発行事業者となる者（この場合には、後述の「課税事業者選択届出書を提出している場合の留意点」に留意）

が対象となります。

したがって、インボイス発行事業者の登録を受けていない場合には、本特例の対象とはなりません。

また、基準期間における課税売上高が1千万円を超える場合や、資本金1千万円以上の新設法人である場合、調整対象固定資産や高額特定資産を取得した場合等、そもそもインボイス制度と関係なく事業者免税点制度の適用を受けないこととなる場合も対象から除かれることとなります。

◆納税額の計算方法〈納税額を売上に係る消費税の2割に軽減〉

その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、当該課税標準額に対する消費税額に8割を乗じた額とすることにより、納付税額を当該課税標準額に対する消費税額の2割とすることができます。

$$\boxed{\text{売上税額}} - \boxed{\text{売上税額} \times 80\%} = \boxed{\text{納税額}} \quad (= \text{売上税額の2割})$$

（計算例）

年間660万円の収入（課税売上）であれば、そこに含まれる消費税60万円の20%である12万円が消費税の納税額となります。

$$\boxed{60 \text{万円}} - \boxed{60 \text{万円} \times 80\%} = \boxed{12 \text{万円}} \quad (= \text{売上税額の2割})$$

☆ 卸売業（第1種事業：みなし仕入税率90%）以外の業種の小規模事業者については、「2割特例」を選択することが有利となります。

◆課税期間の特例の適用を受ける場合

課税期間の特例（課税期間を3か月ごと又は1か月ごとに短縮）を適用する場合は、「2割特例」は適用されません。

◆課税事業者選択届出書を提出している場合の留意点

事前に「課税事業者選択届出書」を提出していることにより令和5年10月1日の属する課税期間から事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる適格請求書発行事業者が、当該課税期間中に「課税事業者选择不適用届出書」を提出したときは、当該課税期間からその「課税事業者選択届出書」は効力を失うこととなります。

これにより令和5年10月1日から「2割特例」の適用が可能となります。

◆確定申告書への付記（事前の届出は不要）

適格請求書発行事業者が「2割特例」の適用を受けようとする場合には、確定申告書に「適用を受ける旨」を付記する必要があります。（申告時に選択可能）

◆簡易課税制度の届出の特例

経過措置終了後に簡易課税制度が有利となる場合には、経過措置終了後の最初の課税期間中（特例の適用を受けた課税期間の翌課税期間中）に、簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を提出したときは、その提出した日の属する課税期間から簡易課税制度を適用できることとなります。

一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置【少額特例】

インボイス制度への移行後、6年間（令和11年9月30日まで）については、一定規模以下の事業者が行う1万円未満の課税仕入れについては、インボイスの保存がなくても、一定の事項が記載された帳簿を保存することによって仕入税額控除が認められる措置が講じられます。

基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者が行う1万円未満の課税仕入れについては、インボイスの保存がなくても、一定の事項が記載された帳簿を保存することによって仕入税額控除が認められる。（6年間の経過措置）

【令和5年度 税制改正の大綱（抜粋）】

(2) 基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、当該課税仕入れに係る支払対価の額が1万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存による仕入税額控除を認める経過措置を講ずる。

◆適用対象者（以下のいずれかに該当する事業者）

- ・ 基準期間（前々年又は前々事業年度）における課税売上高が1億円以下
- ・ 特定期間（前年又は前事業年度開始の日以後6か月の期間）における課税売上高が5,000万円以下

※ 建物の売却など、急激な課税売上高の変動等にも対応できるよう、特定期間における課税売上高が5千万円以下である場合にも本特例の適用が認められることとなります。

(注)「特定期間」とは、個人事業者については前年1～6月までの期間をいい、法人については前事業年度の開始の日以後6月の期間をいいます。
なお、特定期間における5千万円の判定に当たり、課税売上高による判定に代えて給与支払額の合計額の判定によることはできません。

◆対象となる取引（課税仕入れの金額の判定＝税込価格：1万円未満）

本特例は、1万円未満の課税仕入れが適用対象になりますが、大綱でいう「課税仕入れに係る支払対価の額」とは、消費税法に規定する「課税仕入れに係る支払対価の額」を指しており、本特例の対象となる1万円かどうかの判定は、「税込価額」で行うこととなります。

また、その金額の判定単位は、課税仕入れに係る1商品ごとの金額により判定するのではなく、一回の取引の合計額が1万円未満であるかどうかにより判定することとなります。

※ 現行制度では全ての事業者につき、税込3万円未満の取引に係る請求書等の保存は不要ですが、今回の改正でインボイスの保存が不要となる取引は、一定の事業者における税込1万円未満の取引に限られます。

なお、インボイス制度における帳簿のみの保存特例である公共交通機関特例、出張旅費特例等の取扱いに変更はありません。

◆適用対象期間（令和5年10月1日～令和11年9月30日）

本特例は、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの期間が適用対象期間となり、その間に行う課税仕入れが適用対象となります。

そのため、課税期間の途中であっても、令和11年9月30日後に行う課税仕入れについては、本特例の適用はないこととなります。

少額な適格返還請求書（返還インボイス）の交付義務免除

インボイス制度への移行後は、取引後に値引きや返品等があった場合に、インボイスを交付した売手に「適格返還請求書（返還インボイス）」を交付する義務が課されることとなります。

例えば、請求書発行後の端数值引や、売掛金の回収にあたり買手が支払う「振込手数料」を売手負担とし、売上代金の振込時に差し引く「振込手数料相当額」について、これらを売手が値引きとして処理する場合には、返還インボイスの交付義務が生ずることになり、実務上の煩雑さに対する懸念がありました。

そのため、「適格返還請求書（返還インボイス）」の交付義務について見直し、売上げに係る対価の返還等に係る税込価額が1万円未満である場合には、その適格返還請求書の交付義務が免除されます。

売上げに係る対価の返還等に係る税込価額が1万円未満である場合には、その適格返還請求書の交付義務を免除する。（恒久的措置）

【令和5年度 税制改正の大綱（抜粋）】

(3) 売上げに係る対価の返還等に係る税込価額が1万円未満である場合には、その適格返還請求書の交付義務を免除する。

(注) 上記の改正は、令和5年10月1日以後の課税資産の譲渡等につき行う売上げに係る対価の返還等について適用する。

◆適用対象取引（税込み価格：1万円未満）

上記に記載のとおり、値引きや返品等の税込価額が1万円未満である場合には、「適格返還請求書（返還インボイス）」の交付義務が免除されることとなります。

先述の(1)「2割特例」や(2)「少額特例」の負担軽減措置と異なり、全ての事業者が対象であり、適用期限のない恒久的な措置として位置付けられます。

この見直しにより、売手負担の振込手数料に係る事務負担が解消されるほか、小売店の店頭等における少額商品の返品等についても「適格返還請求書（返還インボイス）」の対応が不要となります。

登録制度の見直しと手続の柔軟化

令和5年度改正では、インボイスの登録制度の見直しも予定されており、大綱では次のように示されています。

令和5年10月1日から適格請求書発行事業者の登録を受けようとする事業者が、その申請期限後に提出する登録申請書に記載する困難な事情については、運用上、記載がなくとも改めて求めない。

【令和5年度 税制改正の大綱（抜粋）】

(4) 適格請求書発行事業者登録制度について、次の見直しを行う。

- ① 免税事業者が適格請求書発行事業者の登録申請書を提出し、課税期間の初日から登録を受けようとする場合には、当該課税期間の初日から起算して15日前の日（現行：当該課税期間の初日の前日から起算して1月前の日）までに登録申請書を提出しなければならないこととする。この場合において、当該課税期間の初日後に登録がされたときは、同日に登録を受けたものとみなす。
- ② 適格請求書発行事業者が登録の取消しを求める届出書を提出し、その提出があった課税期間の翌課税期間の初日から登録を取り消そうとする場合には、当該翌課税期間の初日から起算して15日前の日（現行：その提出があった課税期間の末日から起算して30日前の日の前日）までに届出書を提出しなければならないこととする。
- ③ 適格請求書発行事業者の登録等に関する経過措置の適用により、令和5年10月1日後に適格請求書発行事業者の登録を受けようとする免税事業者は、その登録申請書に、提出する日から15日を経過する日以後の日を登録希望日として記載するものとする。この場合において、当該登録希望日後に登録がされたときは、当該登録希望日に登録を受けたものとみなす。

(注) 上記の改正の趣旨等を踏まえ、令和5年10月1日から適格請求書発行事業者の登録を受けようとする事業者が、その申請期限後に提出する登録申請書に記載する困難な事情については、運用上、記載がなくとも改めて求めないものとする。

◆インボイス制度開始時から登録を受ける場合の手続きの緩和（困難な事情の記載不要）

現行制度では、制度開始日である令和5年10月1日に登録を受けるための申請期限は、同年3月31日に設定されており、同年4月以降に申請する場合には、その期限までに申請することが「困難な事情」の記載を行うことにより、同年10月1日に登録したものとみなす措置が講じられています。

他方、これまで述べた様々な負担軽減措置を含めた税制改正法案が今後国会で審議されるなど、まだ登録をしていない事業者にとっては、期限までに登録の要否を判断することが困難な状況となります。

そのため、期限後の申請であっても、運用上、「困難な事情」の記載がなくても柔軟に対応することが大綱において示されています。

◆適格請求書発行事業者の登録の期限の見直し

免税事業者が適格発行事業者の登録申請書を提出し、課税期間の初日から登録を受けようとする場合には、課税期間の初日から起算して15日前の日（現行：課税期間の初日の前日から起算して1月前の日）までに登録申請書を提出することとされます。

この場合において、その課税期間の初日後に登録がされたときは、同日に登録を受けたものとみなされます。

◆適格請求書発行事業者の登録の取消し期限の見直し

適格請求書発行事業者が登録の取消しを求める届出書を提出し、その提出があった課税期間の翌課税期間の初日から登録を取り消そうとする場合には、その翌課税期間の初日から15日前の日（現行：その提出があった課税期間の末日から起算して30日前の日の前日）までに届出書を提出することとされます。

◆課税期間の中途から登録を受ける場合（経過措置）の見直し

令和5年10月1日後に、適格請求書発行事業者の登録を受けようとする免税事業者は、その登録申請書に、提出する日から15日を経過する日以後の登録希望日を記載するものとし、登録希望日後に登録がされたときは、その登録希望日に登録されたものとみなされます。

〔引用参考文献〕

- 令和5年度税制改正の大綱

https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2023/20221223taikou.pdf

ご相談などございましたら、下記宛メール或いはGTMの担当者にお申し出ください。

〔担当窓口〕 GTMグループ 会計税務相談室 E-mail gtm@gtmri.co.jp